

宅建試験 2026 復習用問題集 宅建業法(体験版)

著：宅建おおたけ塾代表 大竹勇介

この問題集の使い方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【目次】

第1章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章	免許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3章	事務所・案内所・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第4章	宅地建物取引士・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第5章	営業保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第6章	保証協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第7章	媒介契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第8章	重要事項説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第9章	37条書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
第10章	広告・その他の業務規制・・・・・・・・・・	53
第11章	報酬額の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第12章	自ら売主の8つの制限・・・・・・・・・・	65
第13章	監督処分・罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第14章	住宅瑕疵担保履行法・・・・・・・・・・	77

※本教材の全部または一部につき、無断転載・複写は原則禁止とさせていただきます。

※SNS等に写真・スクショを撮ってアップする行為は「良識の範囲内」で許可します。

※本教材を使って、セミナー・講義などを開く際は、著者に対してDMで許可を取ってください。

この問題集の使い方

この問題集は「宅建 2026 基本テキスト 宅建業法」の内容を確認・暗記するためのものです

1 初学者向けの勉強方法

使い方は「基本テキスト」にも書きましたが、より具体的な方法を紹介します。

【復習用問題集の効果的な使い方】

1. 基本テキストを各節ごとに読む。
2. 「**直ちに**」復習用問題集の該当箇所の穴埋めをしながら**文章全体を音読**してみる。
3. わからない場合でも、すぐに解答を見ずに**思い出そう**としてみる。
4. それでも思い出せなければ、解答ページの答えを見る。
5. もう一度、問題ページを見ながら穴埋めしながら文章を**音読**してみる。

【問題のページ】

復習用問題集 第1章 制限行為能力者

1節. 能力

問1 権利能力

【用語の確認】
権利能力：法律上の「権利・義務の（ 1 ）となることができる能力」を言う。
□全ての人は（ 2 ）と同時に権利能力を有する。
よって、生まれたばかりの乳児も不動産を所有したりできる。

問2 意思能力

【用語の確認】
意思能力：「法律行為の意味を（ 3 ）する能力」を言う。
□契約の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったとき、その契約は（ 4 ）である。
（例：泥酔者、重度の認知症、幼児など）

問3 行為能力

【用語の確認】
行為能力：「（ 5 ）で法律行為をすることができる能力」を言う。
□制限行為能力者とは、「（ 5 ）で法律行為をすることが制限されている者」を言う。

問4 制限行為能力者の意義

【考え方】
もし、「十分な（ 6 ）のない人」が勝手に契約をしてしまい、原則通り、契約に従ってお金を支払わなければならないとなると、心無い人や悪い人たちの「カモ」にされてしまうことがある。
そこで民法では、こういう「十分な（ 6 ）がない人」たちを「制限行為能力者」として扱い、この人たちが（ 7 ）で契約をする際は、（ 6 ）のある「保護者」のサポートを受けてね、・・・と規定した。

□制限行為能力者が単独でした契約は、（ 8 ）することができる。
□取消しをしないと、契約の効力は契約した時点にさかのぼって（ 9 ）になる
なお、制限行為能力者が取消しをするときは、保護者の（ 10 ）は不要である。
□民法では、制限行為能力者を以下の4つに区分している。

- ①（ 11 ）：年齢的に判断力が未熟。
- ②（ 12 ）：精神上の障害の度合い「大」。単独での判断は危険。
- ③（ 13 ）：精神上の障害の度合い「中」。基本は自分でできるが、大事な契約は不安。
- ④（ 14 ）：精神上の障害の度合い「小」。基本は自分でできるが、ちょっとだけ不安。

1

【答えのページ】

復習用問題集 第1章 制限行為能力者

1節. 能力（解答）

答1 権利能力

【用語の確認】
権利能力：法律上の「権利・義務の主体となることができる能力」を言う。
□全ての人は出生と同時に権利能力を有する。
よって、生まれたばかりの乳児も不動産を所有したりできる。

答2 意思能力

【用語の確認】
意思能力：「法律行為の意味を**看過**する能力」を言う。（**看過**：理解・判断すること）
□契約の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったとき、その契約は**無効**である。
（例：泥酔者、重度の認知症、幼児など）

答3 行為能力

【用語の確認】
行為能力：「**単独**で法律行為をすることができる能力」を言う。
□制限行為能力者とは、「**単独**で法律行為をすることが制限されている者」を言う。

答4 制限行為能力者の意義

【考え方】
もし、「十分な**判断力**のない人」が勝手に契約をしてしまい、原則通り、契約に従ってお金を支払わなければならないとなると、心無い人や悪い人たちの「カモ」にされてしまうことがある。
そこで民法では、こういう「十分な**判断力**がない人」たちを「制限行為能力者」として扱い、この人たちが**単独**で契約をする際は、**判断力**のある「保護者」のサポートを受けてね、・・・と規定した。

□制限行為能力者が単独でした契約は、**取消し**することができる。
□取消しをしないと、契約の効力は契約した時点にさかのぼって**無効**になる
なお、制限行為能力者が取消しをするときは、保護者の**同意**は不要である。
□民法では、制限行為能力者を以下の4つに区分している。

- ① **未成年者**：年齢的に判断力が未熟。
- ② **成年被後見人**：精神上の障害の度合い「大」。単独での判断は危険。
- ③ **被保佐人**：精神上の障害の度合い「中」。基本は自分でできるが、大事な契約は不安。
- ④ **被補助人**：精神上の障害の度合い「小」。基本は自分でできるが、ちょっとだけ不安。

2

問題は、基本事項、過去問で出題された基本的な論点にしぼって掲載しています。

繰り返し練習することで基本事項を頭に叩き込んでください。

問題集を上図のように「A4に2ページ分」をモノクロ設定でプリントアウトし、折り曲げればいつでもどこでも問題練習ができます。

復習用問題集はあくまでも**過去問を解くための導入、知識の整理・暗記のためのツール**ですから過去問演習で問題文を正確に読み取るなどの訓練も欠かさず行ってください

2 上級者・リベンジ組向けの勉強方法

知識を体系的に整理・記憶するためにアクティブリコールという手法を導入します。

「アクティブリコール」とは？
学習した内容について、**解答を見ず**に、自らの記憶から**思い出すこと**を繰り返すことで、記憶の定着を強化する学習方法

具体的な学習方法を説明します。

- ① 復習用問題集の解答ページを開き、各「答え」の小見出しを見る。
- ② その小見出しの下に書かれている内容を**隠し**、**思い出しながら言えるかやってみる**
- ③ 言えなかったら、隠しているものを外し、内容を確認して**音読**する。
- ④ 再度、**隠して言えるかやってみる**（手や下敷きで隠すのでも OK。見えなければなんでも OK）
- ⑤ ①～④をひたすら繰り返す。

5節 免許の欠格事由（解答）

□欠格事由に該当する者は免許を受けることができず、また免許を持っているものが欠格事由に該当するに至った場合、免許権者は免許を取消ししなければならない。

答1 欠格事由① 一般常識的に判断できるもの

隠す

答2 欠格事由② 悪い会社・個人

隠す

答3 欠格事由③ 破産者

隠す

答4 欠格事由④ 刑罰を受けた者

隠す

5節 免許の欠格事由（解答）

□欠格事由に該当する者は免許を受けることができず、また免許を持っているものが欠格事由に該当するに至った場合、免許権者は免許を取消ししなければならない。

答1 欠格事由① 一般常識的に判断できるもの

- ・ 専任の宅建士の設置義務を欠くもの
- ・ 暴力団員が支配する会社・法人
- ・ 暴力団員である個人
- ・ 心身の故障で宅建業を適正に営むことができない者

答2 欠格事由② 悪い会社・個人

- ・ 暴力団員でなくなつて5年経過していない者
- ・ 宅建業に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかなもの
- ・ 免許の申請前5年以内に、宅建業に関して不正または著しく不当な行為をした者

答3 欠格事由③ 破産者

- ・ 破産者で復権を得ない者は免許を得ることができない。
- ・ ただし、復権を得れば、直ちに免許を受けることができる

答4 欠格事由④ 刑罰を受けた者

□以下の図の刑罰を受け、「刑の執行終了」または「刑の執行を受けることがなくなった時」から5年経過しない者は免許を受けることができない。

一定の刑罰

- 拘禁刑
- 罰金刑
 - 宅建業法違反
 - 責任罪
 - 傷害罪
 - 暴行罪
 - 脅迫罪
 - 現場助勢罪
 - 凶器準備罪
 - 暴力系
 - 業務妨害罪
 - 恐喝罪

・業務妨害罪
・恐喝罪
は暴力系に入らない

□刑に執行猶予が付いた場合、執行猶予中は免許を受けられないが、執行猶予の期間満了後、直ちに免許をうけることができる

□控訴・上告中は、裁判の途中で刑が確定していないので免許を受けることができる

□罰金刑未満の拘留・科料・過料を受けた場合は、欠格事由ではないので免許 OK。

「見ないで説明してみる ⇒ 見る ⇒ 見ないで説明してみる⇒・・・」を繰り返します。
覚えることが多い箇所は、覚えやすいよう図解してありますので**知識を「図」として記憶**します。

この「**思い出して説明する**」という方法は、インプット・アウトプットを同時に行うという、非常に能動的な方法になります。最初のうちはほとんど説明できず退屈な作業にはなりますが、**基本知識が完全に頭に入ります**。多くの過去問は解けるようになりますし、**未知の問題にも自信をもって対抗することができます**。また、この勉強法は**場所を選ばずにできる**というのも優れたものです。ただし、公共の場でブツブツつぶやきながら説明すると他人に迷惑が掛かるので、周りに十分配慮して学習してください。

1節 宅地建物取引業とは

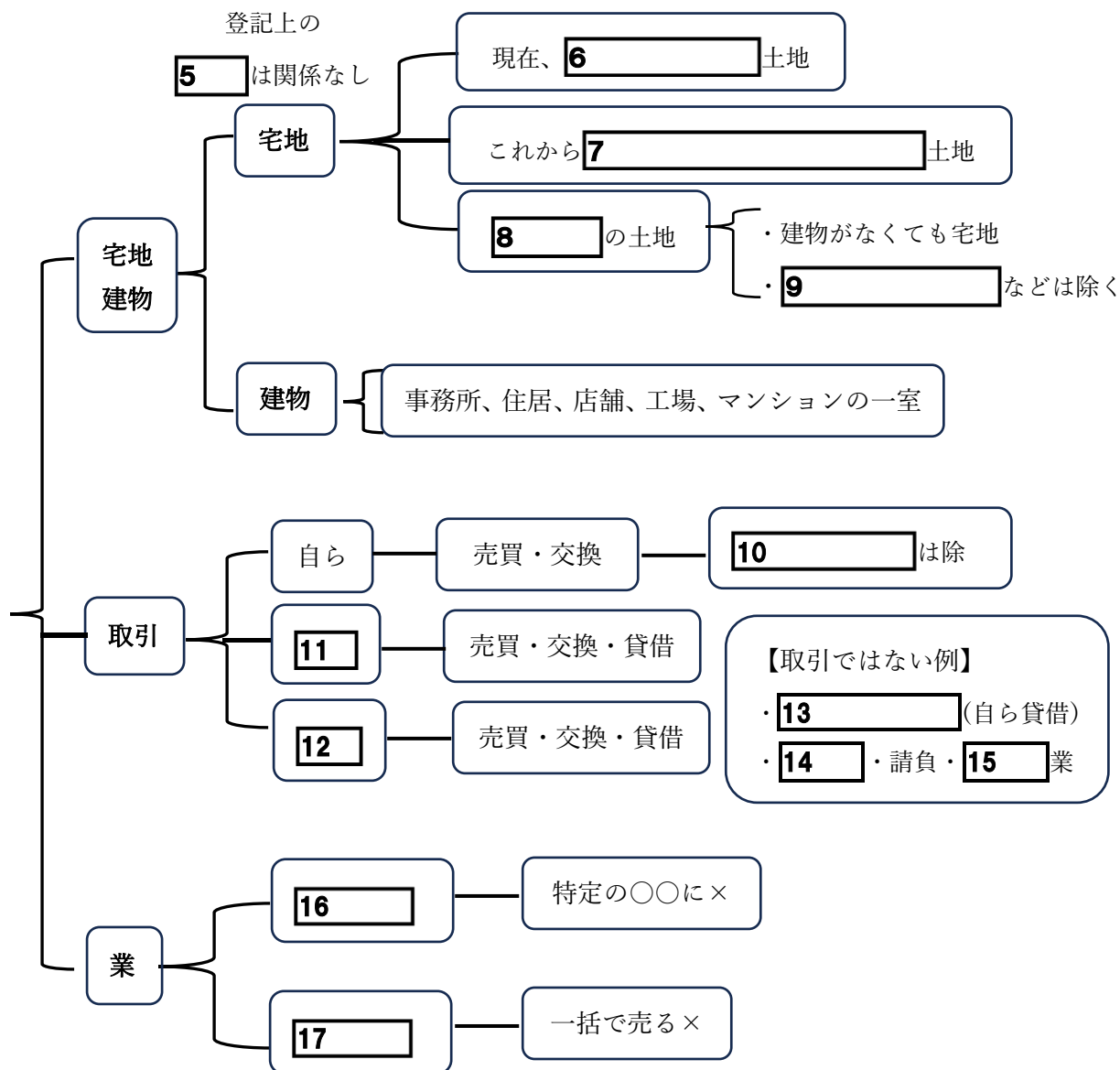
問1 宅地建物取引業とは

【用語の確認】

宅地建物取引業(宅建業)：(1)の(2)を(3)として行うこと

□宅建業を行うには、宅建業の(4)が必要になる。

□「宅地・建物」、「取引」、「業」とは以下のことを言う。



1節 宅地建物取引業とは（解答）

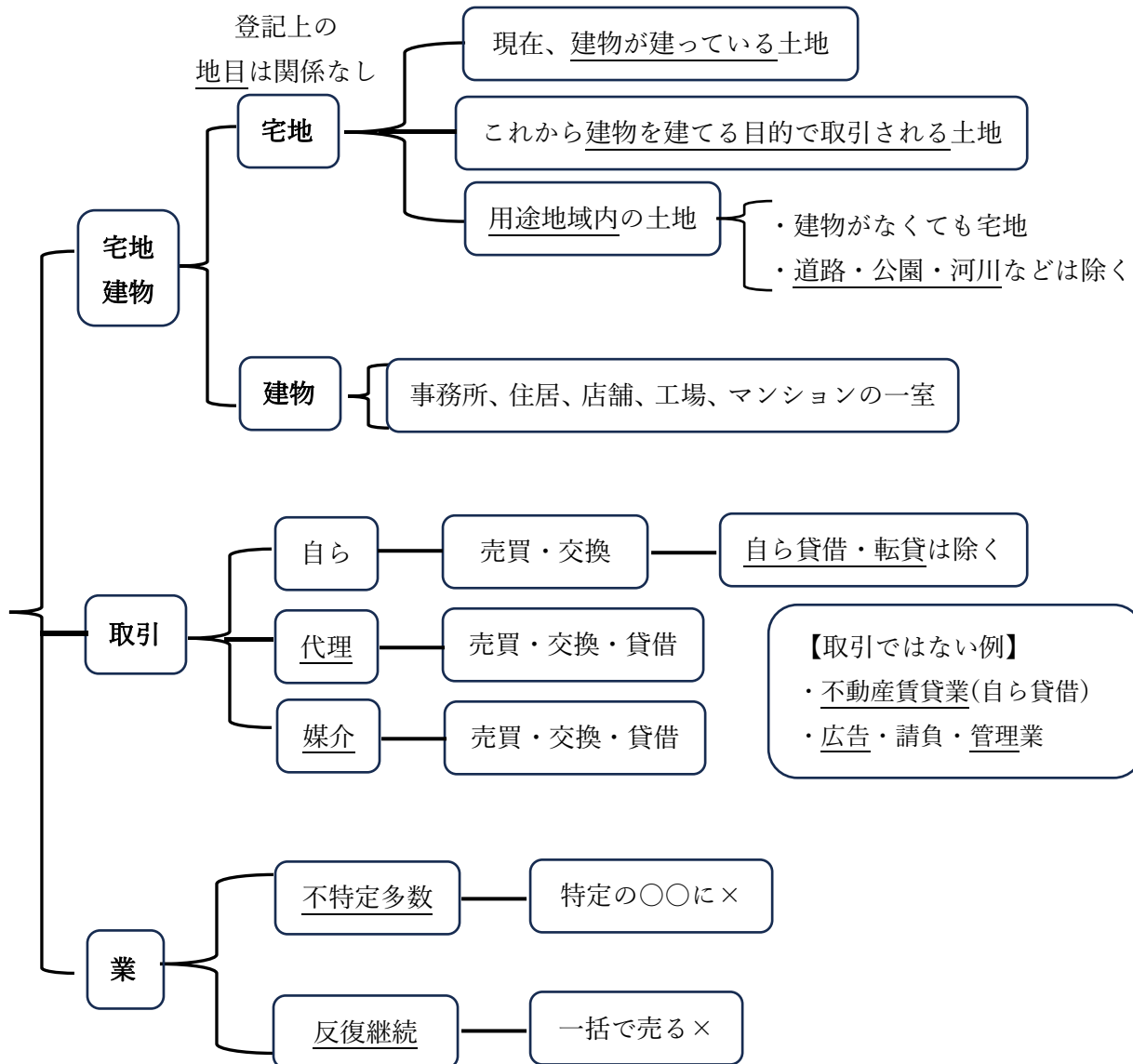
答1 宅地建物取引業とは

【用語の確認】

宅地建物取引業(宅建業)：宅地・建物の取引を業として行うこと

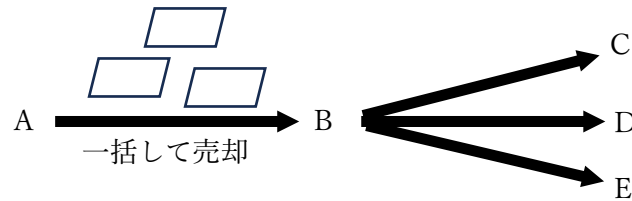
□宅建業を行うには、宅建業の免許が必要になる。

□「宅地・建物」、「取引」、「業」とは以下のことを言う。



問2 宅地建物取引業に当たるかどうかの事例①

- ① A は自己所有の複数の宅地を一括して B に売却した。
その後 B は、不特定多数の者にその土地を売却した。A と B は宅建業の免許が必要か。



【答え】 A は免許不要、B は免許必要

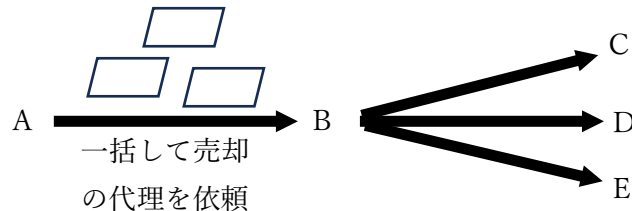
【考え方】

⇒A は宅地を(1)して、(2)の B に売却している。
⇒これは宅建業の業に当たらないので、A は免許不要である。

⇒B は宅地を(3)の者に(4)して売却している。
⇒これは宅建業なので、B は免許必要である。

問3 宅地建物取引業に当たるかどうかの事例②

- ② A は自己所有の複数の宅地を、一括して売却の代理を B に依頼した。
その後、B は不特定多数の者に売却した。A と B はそれぞれ宅建業の免許が必要か。



【答え】 A も B も免許必要。

【考え方】

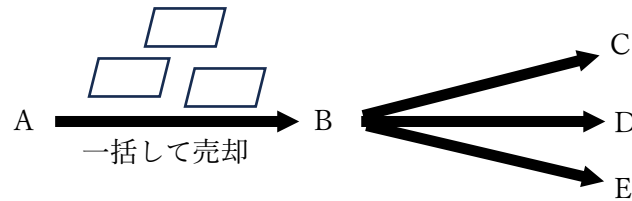
⇒B は、(5)の者に(6)して宅地の売却を(7)している。
⇒これは宅建業なので、B は免許必要である。

⇒A は直接の取引はしていないが、代理の効果により、B が売却するたびに、
その効力が A に(8)する。

⇒A は(9)的に(10)の者に(11)して宅地の売却をしていることになる。
⇒よって、宅建業に当たるので、免許が必要になる。

答2 宅地建物取引業に当たるかどうかの事例①

- ① A は自己所有の複数の宅地を一括して B に売却した。
その後 B は、不特定多数の者にその土地を売却した。A と B は宅建業の免許が必要か。



【答え】 A は免許不要、B は免許必要

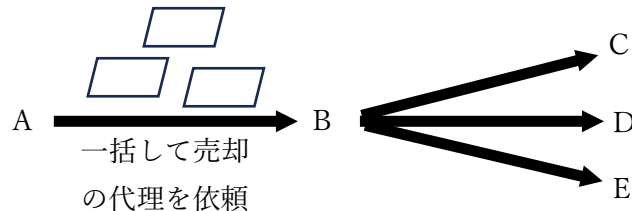
【考え方】

⇒A は宅地を一括して、特定の B に売却している。
⇒これは宅建業の業に当たらないので、A は免許不要である。

⇒B は宅地を不特定多数の者に反復継続して売却している。
⇒これは宅建業なので、B は免許必要である。

答3 宅地建物取引業に当たるかどうかの事例②

- ② A は自己所有の複数の宅地を、一括して売却の代理を B に依頼した。
その後、B は不特定多数の者に売却した。A と B はそれぞれ宅建業の免許が必要か。



【答え】 A も B も免許必要。

【考え方】

⇒B は、不特定多数の者に反復継続して宅地の売却を代理している。
⇒これは宅建業なので、B は免許必要である。

⇒A は直接の取引はしていないが、代理の効果により、B が売却するたびに、
その効力が A に帰属する。

⇒A は間接的に不特定多数の者に反復継続して宅地の売却をしていることになる。
⇒よって、宅建業に当たるので、免許が必要になる。

1節 免許権者

問1 宅建業の免許が不要な団体

□以下の団体は、宅建業の免許が不要である。

- 国・(1)
- 独立行政法人都市再生機構・地方住宅供給公社
- (2)会社・(2)銀行 (これらは免許なしでOKだが、大臣に(3)は必要。)
- 破産管財人 ((4)のチェックが入るから免許不要)

□ただし、上記の者を(5)はする者は、あいかわらず免許が必要である。

問2 免許権者

□次の業者の免許権者は誰か。

- ① A 県に本店(宅建業) B 県に支店(宅建業)
- ② A 県に本店(建設業) B 県に支店(宅建業)
- ③ A 県に本店(宅建業) B 県に支店(飲食業)

□免許権者は免許を与える際に、条件を付することができる。

業者が設定した条件に違反した場合、免許権者は免許の取消が(6)。

2節 免許の範囲・期限・更新・返納

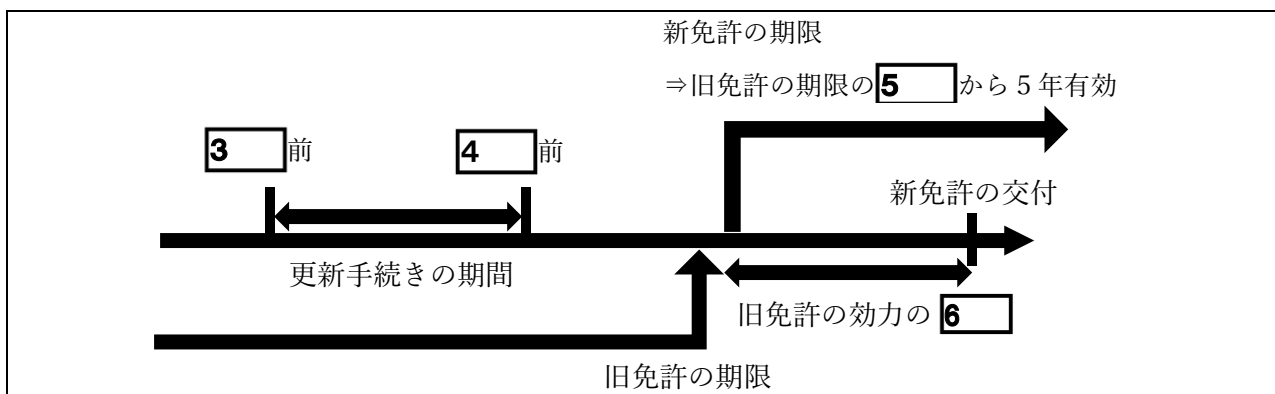
問1 免許の範囲・期限・更新・返納

□免許の効力は(1)に及ぶ。

□免許の期限は、免許を受けた日から(2)年である。

□免許の更新は、免許期間満了の(3)日前から(4)日前の間に申請する必要がある。

□上記の免許の更新の申請があった場合において、免許の有効期間満了までの間にその申請について処分がなされなかったとき、従前の免許は、有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。(以下の図で確認せよ)



□免許の取消をされたときや、免許の再交付後に紛失した免許証が出てきたときは、免許証を(7)しなければならない。ただし、免許の更新をし忘れたなど、(8)した免許証は(7)する必要がない。

1節 免許権者（解答）

答1 宅建業の免許が不要な団体

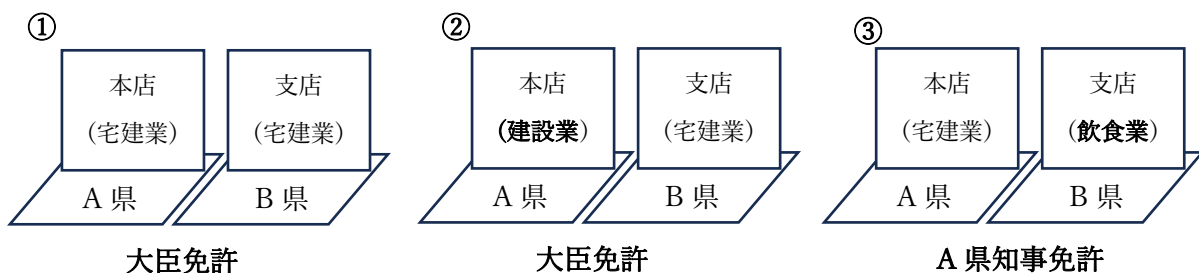
□以下の団体は、宅建業の免許が不要である。

- 国・地方公共団体
- 独立行政法人都市再生機構・地方住宅供給公社
- 信託会社・信託銀行（これらは免許なしでOKだが、大臣に届出は必要。）
- 破産管財人（裁判所のチェックが入るから免許不要）

□ただし、上記の者を代理・媒介はする者は、あいかわらず免許が必要である。

答2 免許権者

□次の業者の免許権者は誰か。



□免許権者は免許を与える際に、条件を付することができる。

業者が設定した条件に違反した場合、免許権者は免許の取消ができる。（×しなければならない）

2節 免許の範囲・期限・更新・返納（解答）

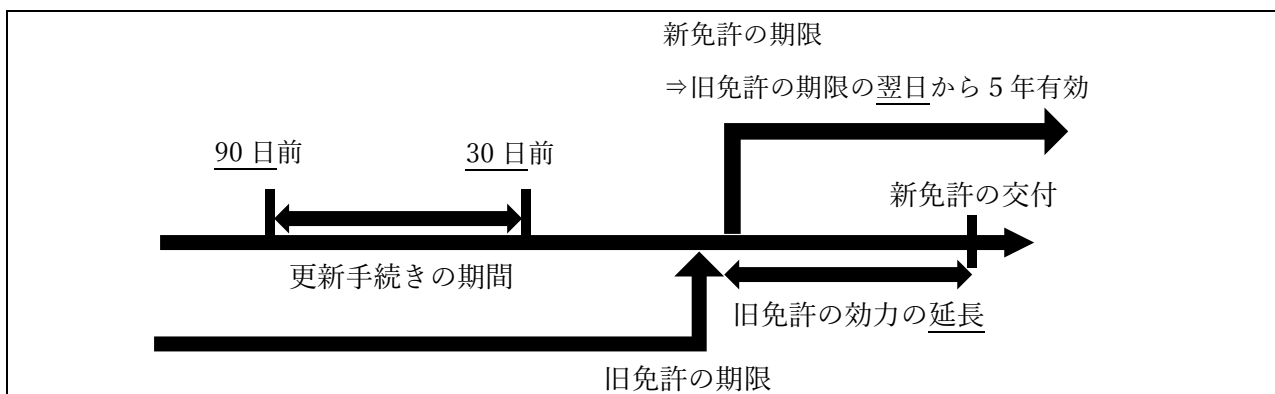
答1 免許の範囲・期限・更新・返納

□免許の効力は日本全国に及ぶ。

□免許の期限は、免許を受けた日から5年である。

□免許の更新は、免許期間満了の90日前から30日前の間に申請する必要がある。

□上記の免許の更新の申請があった場合において、免許の有効期間満了までの間にその申請について処分がなされなかったとき、従前の免許は、有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。（以下の図で確認せよ）



□免許の取消をされたときや、免許の再交付後に紛失した免許証が出てきたときは、免許証を返納しなければならない。ただし、免許の更新をし忘れたなど、期間が満了した免許証は返納する必要がない。

3節 免許換え

問1 免許換えとは

【用語の確認】

免許換え：宅建業者が事務所の(1)をするにあたり、
新たな免許権者から(2)の免許を受け、(3)の免許が失効すること

□ 免許換え後の新しい免許の有効期限は、免許換えをしてから(4)である。

問2 免許換えの手続き

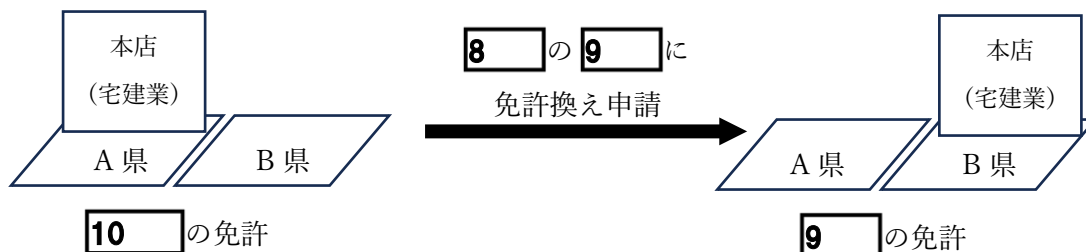
○ 他都道府県に従たる事務所を**新設**する場合の免許換え



○ 他都道府県の従たる事務所を**廃止**する場合の免許換え



○ 他都道府県に主たる事務所を**移転**する場合の免許換え



3節 免許換え（解答）

答1 免許換えとは

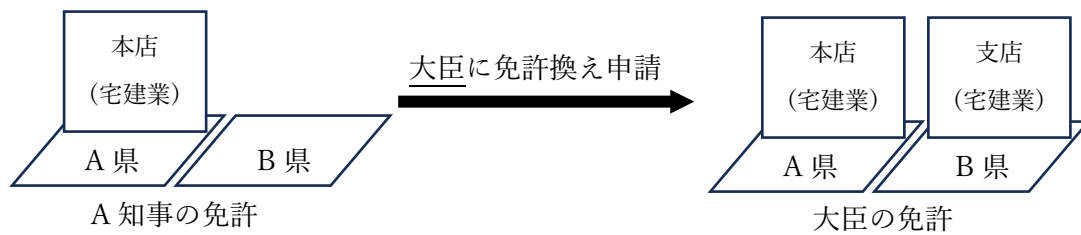
【用語の確認】

免許換え：宅建業者が事務所の新設・廃止・移転をするにあたり、
新たな免許権者から新規の免許を受け、従前の免許が失効すること

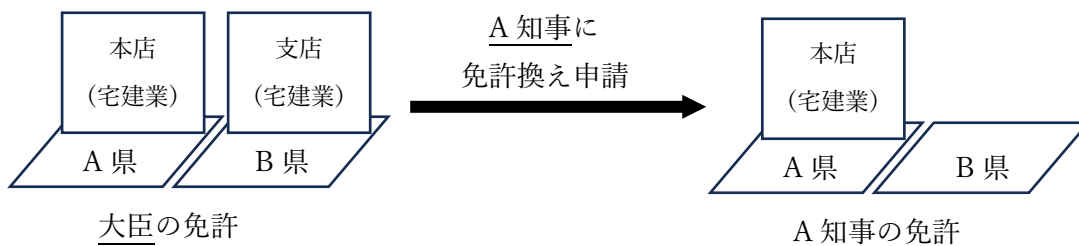
□ 免許換え後の新しい免許の有効期限は、免許換えをしてから新たに5年間である。

答2 免許換えの手続き

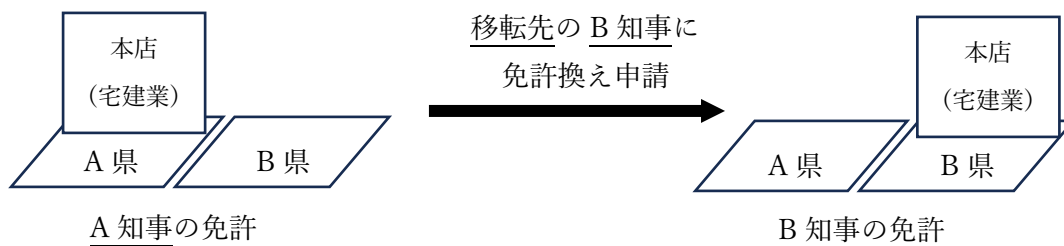
○ 他都道府県に従たる事務所を新設する場合の免許換え



○ 他都道府県の従たる事務所を廃止する場合の免許換え



○ 他都道府県に主たる事務所を移転する場合の免許換え



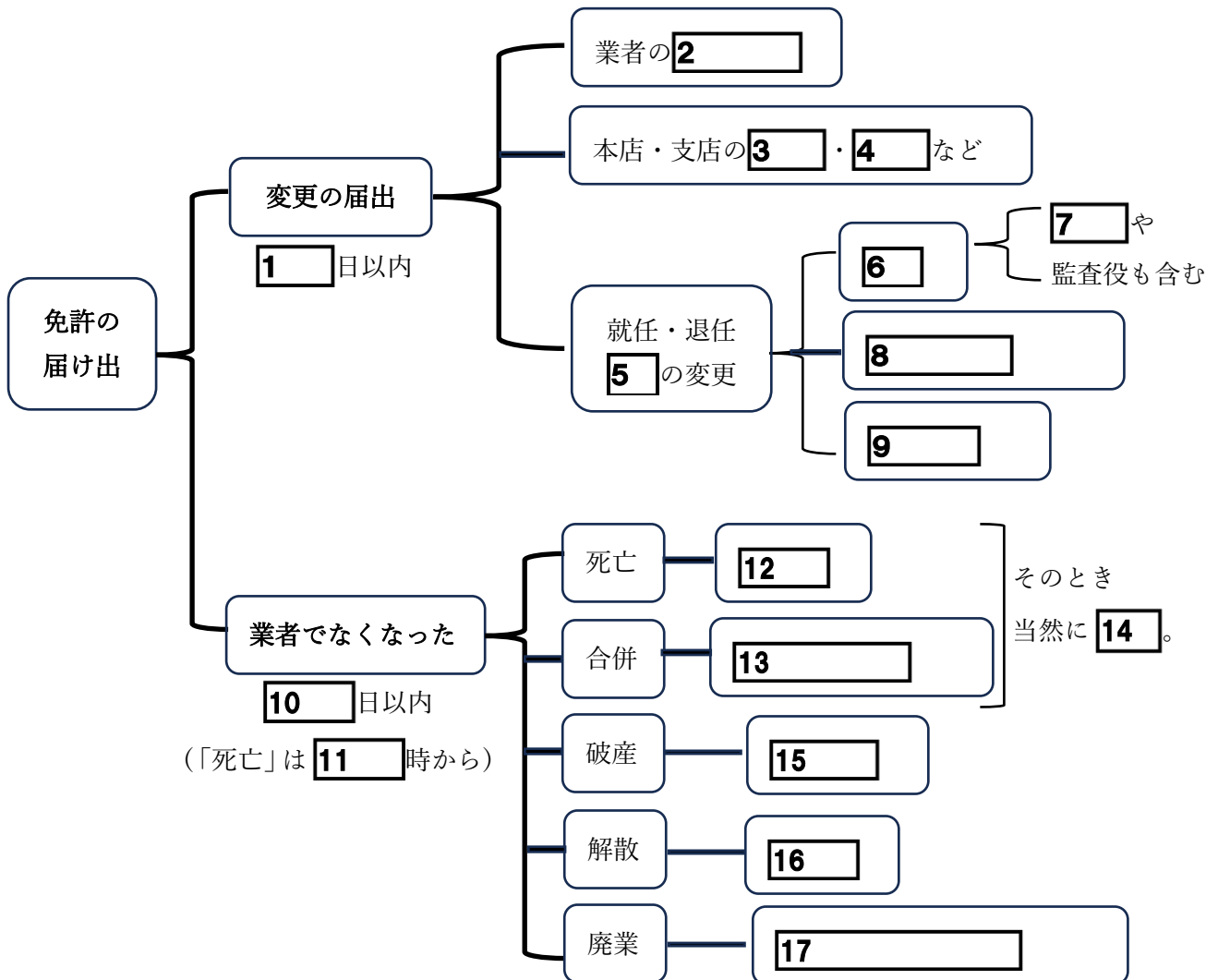
4節 免許に関する届出

問1 免許に関する届出

□免許を与えられた業者は、宅地建物取引業者名簿で管理される。

この名簿に書かれている内容に変更があった場合、以下のように変更の届出をする必要がある。

※12～17 には誰が届け出をするのかが入る。



□免許の失効時（期間満了、免許取消し、死亡、合併、破産、解散、廃止）に

宅建業者であったもの、またはその一般承継人(相続人)は、

締結した契約に基づく取引を(18)する目的の範囲内においては、なお(19)とみなされる。

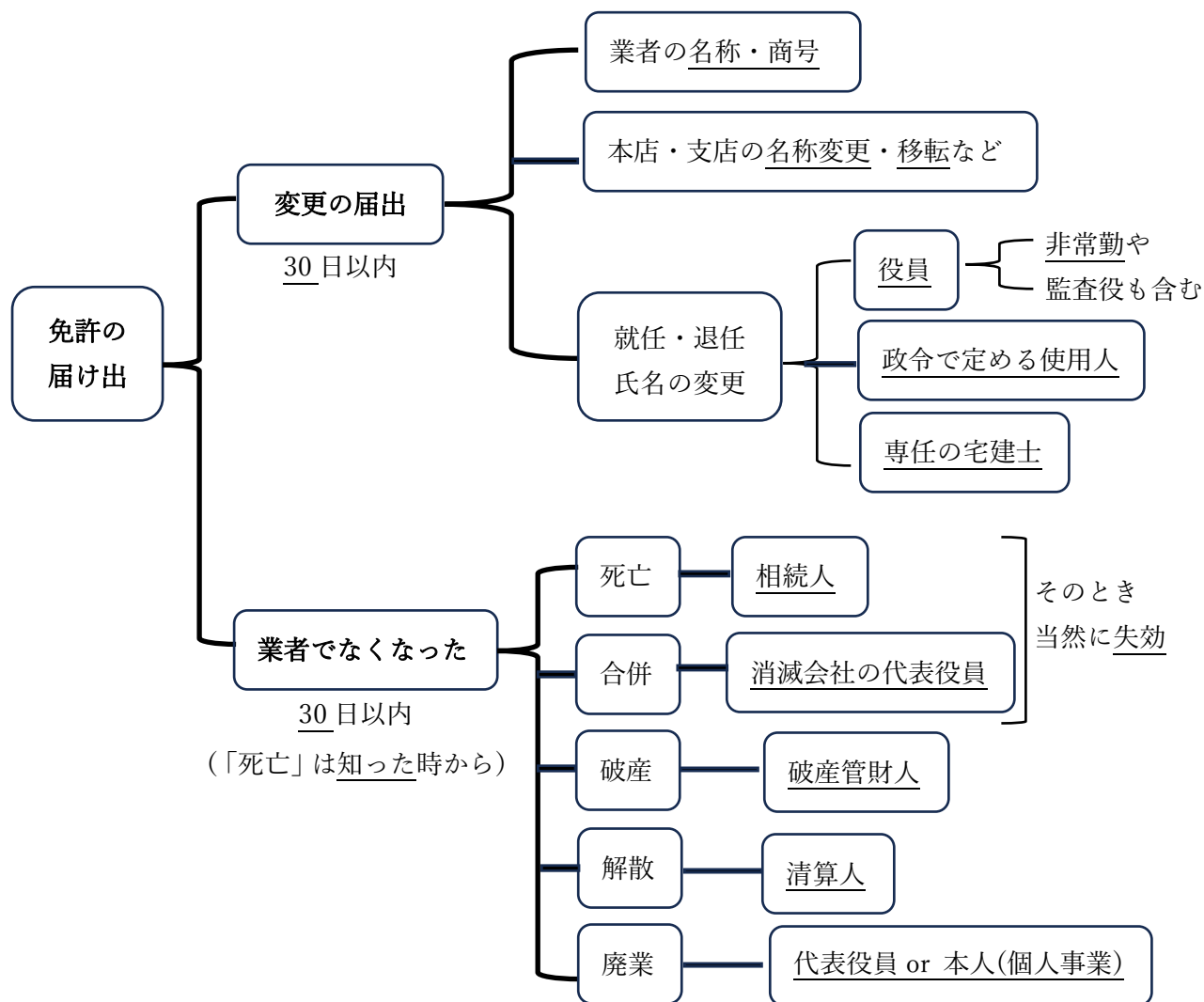
4節 免許に関する届出 (解答)

答1 免許に関する届出

□免許を与えられた業者は、宅地建物取引業者名簿で管理される。

この名簿に書かれている内容に変更があった場合、以下のように変更の届出をする必要がある。

※12～17 には誰が届け出をするのかが入る。



□免許の失効時（期間満了、免許取消し、死亡、合併、破産、解散、廃止）に

宅建業者であったもの、またはその一般承継人(相続人)は、

締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅建業者とみなされる。

5節 免許の欠格事由

□欠格事由に該当する者は免許を受けることができず、また免許を持っているものが欠格事由に該当するに至った場合、免許権者は免許を取消し(1)。

問1 欠格事由① 一般常識的に判断できるもの

- ・ (2)の設置義務を欠くもの
- ・ (3)が支配する会社・法人
- ・ (3)である個人
- ・ (4)で宅建業を適正に営むことができない者

問2 欠格事由② 悪い会社・個人

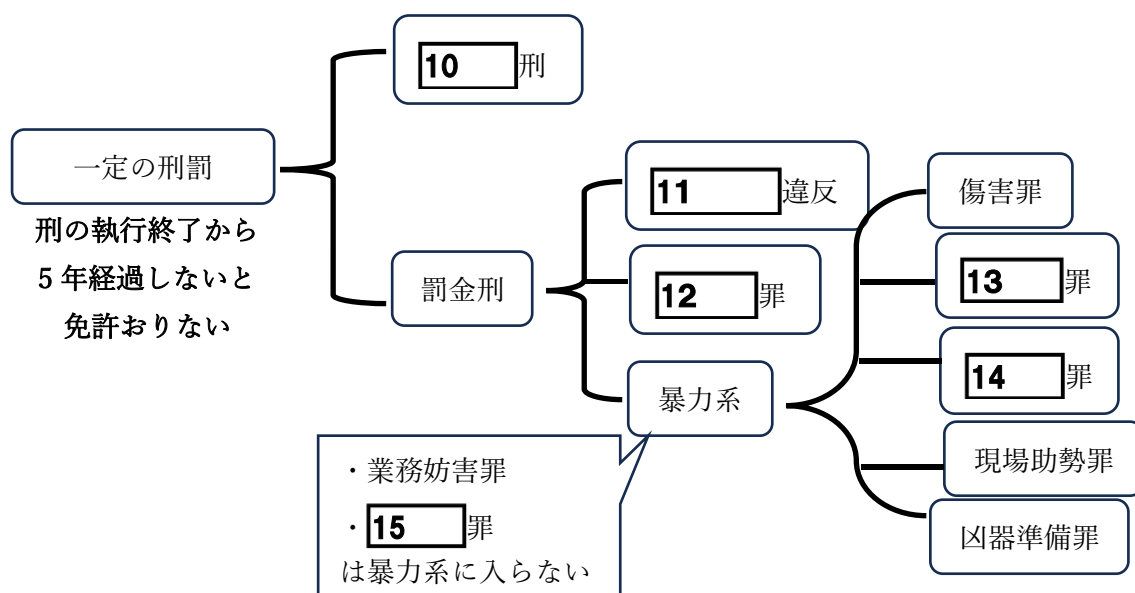
- ・ 暴力団員でなくなって(5)年経過していない者
- ・ 宅建業に関して(6)または(7)な行為をするおそれが明らかなもの
- ・ 免許の申請前(8)年以内に、宅建業に関して不正または著しく不当な行為をしたもの

問3 欠格事由③ 破産者

- ・ 破産者で復権を得ない者は免許を得ることができない。
ただし、復権を得れば、(9)に免許を受けることができる。

問4 欠格事由④ 刑罰を受けた者

□ 以下の図の刑罰を受け、「刑の執行終了」または「刑の執行を受けることがなくなった時」から5年間経過しない者は免許を受けることができない。



- 刑に執行猶予が付いた場合、執行猶予中は免許を受けられないが、
執行猶予の期間満了後、(16)に免許を受けることができる。
- (17)中は、裁判の途中で刑が確定していないので免許を受けることができる。
- 罰金刑未満の(18)・科料・過料を受けた場合は、欠格事由ではないので免許 OK。

5節 免許の欠格事由（解答）

□欠格事由に該当する者は免許を受けることができず、また免許を持っているものが欠格事由に該当するに至った場合、免許権者は免許を取消ししなければならない。

答1 欠格事由① 一般常識的に判断できるもの

- ・ 専任の宅建士の設置義務を欠くもの
- ・ 暴力団員が支配する会社・法人
- ・ 暴力団員である個人
- ・ 心身の故障で宅建業を適正に営むことができない者

答2 欠格事由② 悪い会社・個人

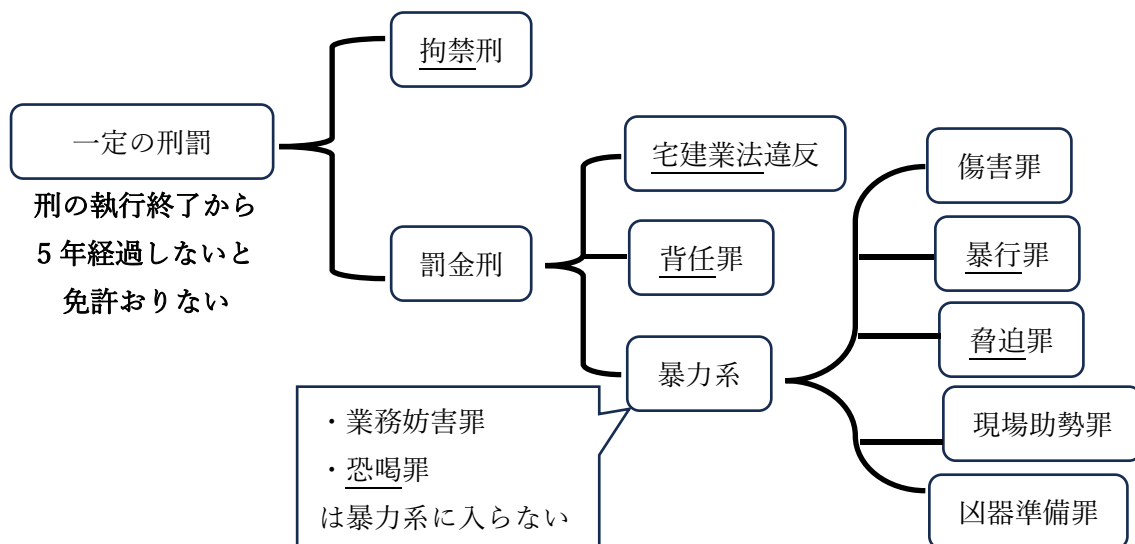
- ・ 暴力団員でなくなって5年経過していない者
- ・ 宅建業に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかなもの
- ・ 免許の申請前5年以内に、宅建業に関して不正または著しく不当な行為をした者

答3 欠格事由③ 破産者

- ・ 破産者で復権を得ない者は免許を得ることができない。
ただし、復権を得れば、直ちに免許を受けることができる

答4 欠格事由④ 刑罰を受けた者

□以下の図の刑罰を受け、「刑の執行終了」または「刑の執行を受けることがなくなった時」から5年間経過しない者は免許を受けることができない。



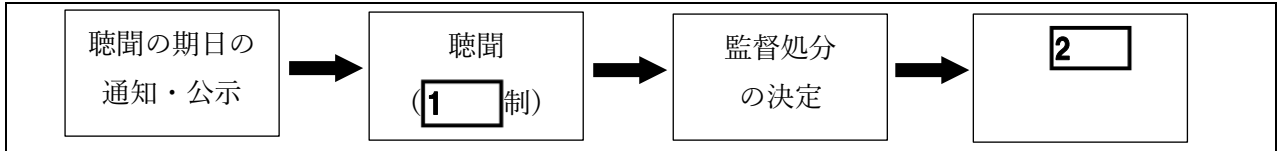
□刑に執行猶予が付いた場合、執行猶予中は免許を受けられないが、
執行猶予の期間満了後、直ちに免許をうけることができる

□控訴・上告中は、裁判の途中で刑が確定していないので免許を受けることができる

□罰金刑未満の拘留・科料・過料を受けた場合は、欠格事由ではないので免許 OK。

問5 (問5の準備) 宅建業者に対する監督処分

□宅建業者に対する監督処分の流れは以下のとおりである。



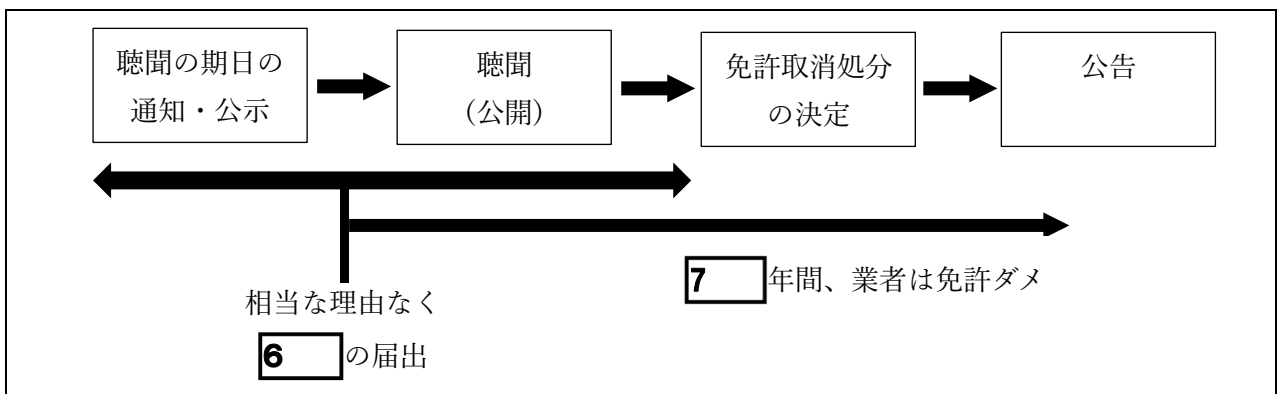
□宅建業者に対する監督処分は、軽い順に(3)処分、(4)処分、(5)処分である。

問6 欠格事由⑤ 3 大悪事によって免許取消になった場合

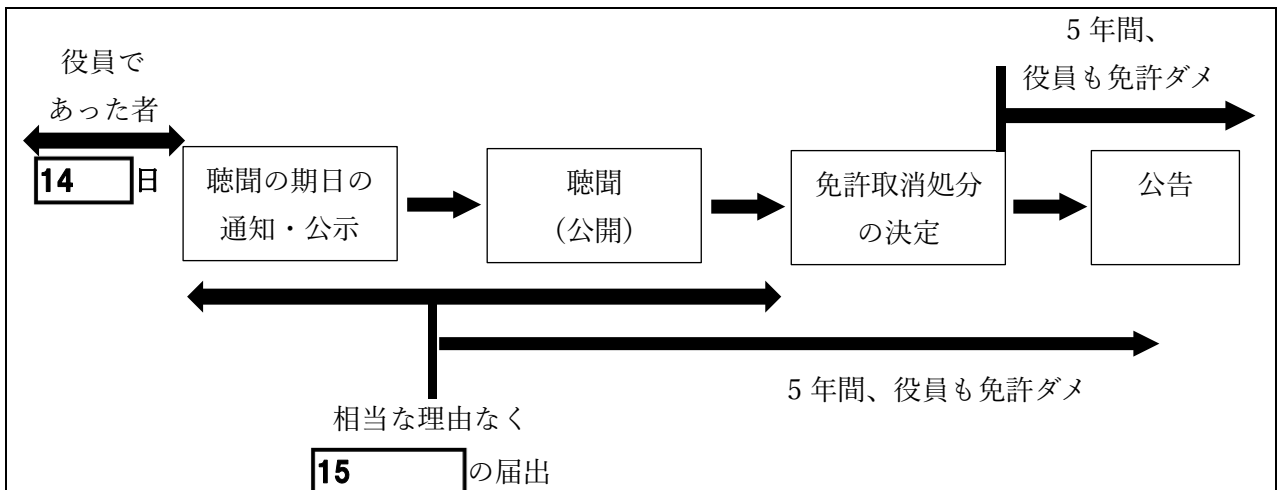
□次の理由で免許取消処分を受けた者は、処分の日から5年を経過しなければ免許を受けられない

- ・ (1)で免許を取得した場合
- ・ 業務停止処分に(2)した場合
- ・ 業務停止処分事由に当たり(3)場合 ※いわゆる業者の3大悪事と呼ばれるもの。

□宅建業者が3大悪事で免許取消処分を受ける際、
宅建業者が(4)から(5)までの間に、相当な理由なく(6)を出した場合、
その(6)を出した日から5年間、その業者は免許を受けることができない



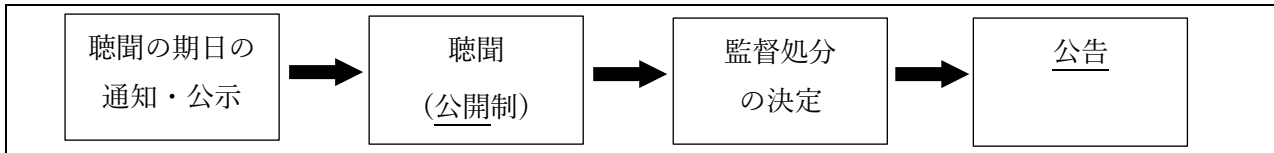
□宅建業者が3大悪事で免許の取消処分を受ける際、
(8)の日前60日以内に、免許取消処分の対象となった業者の(9)であった者も、
「(10)の日」 または
「(11)から(12)前に相当な理由なく(13)の届出をした日」
から5年間は免許を受けることができない。



※このときの役員には取締役、相談役が含まれる。(16)、(17)、(18)は含まれない。

答5 (問5の準備) 宅建業者に対する監督処分

□宅建業者に対する監督処分の流れは以下のとおりである。



□宅建業者に対する監督処分は、軽い順に指示処分、業務停止処分、免許取消処分である。

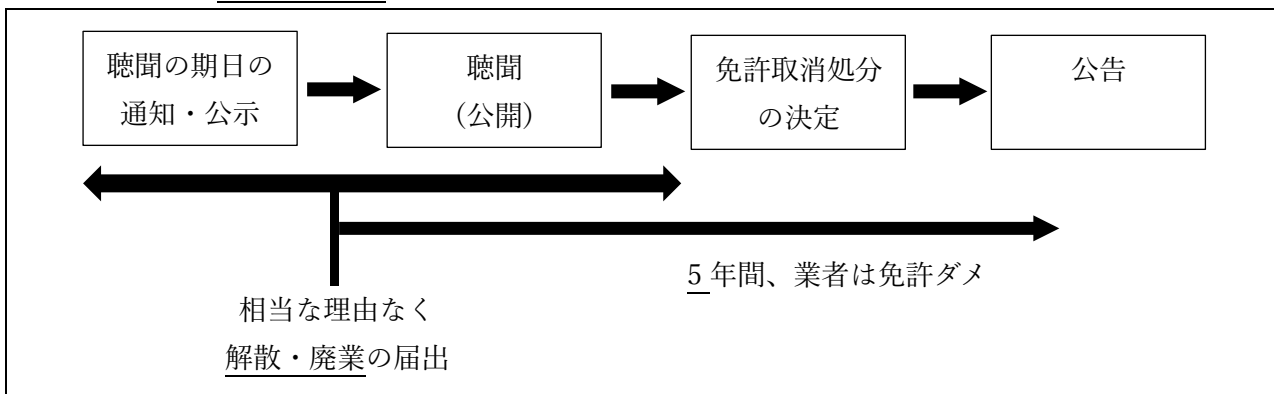
答6 欠格事由⑤ 3大悪事によって免許取消になった場合

□次の理由で免許取消処分を受けた者は、処分の日から5年を経過しなければ免許を受けられない

- ・ 不正手段で免許を取得した場合
- ・ 業務停止処分に違反した場合
- ・ 業務停止処分事由に当たり情状が特に重い場合 ※いわゆる業者の3大悪事と呼ばれるもの。

□宅建業者が3大悪事で免許取消処分を受ける際、

宅建業者が聴聞の公示から免許取消処分の決定までの間に、相当な理由なく解散・廃業届を出した場合、その解散・廃業届を出した日から5年間、その業者は免許を受けることができない

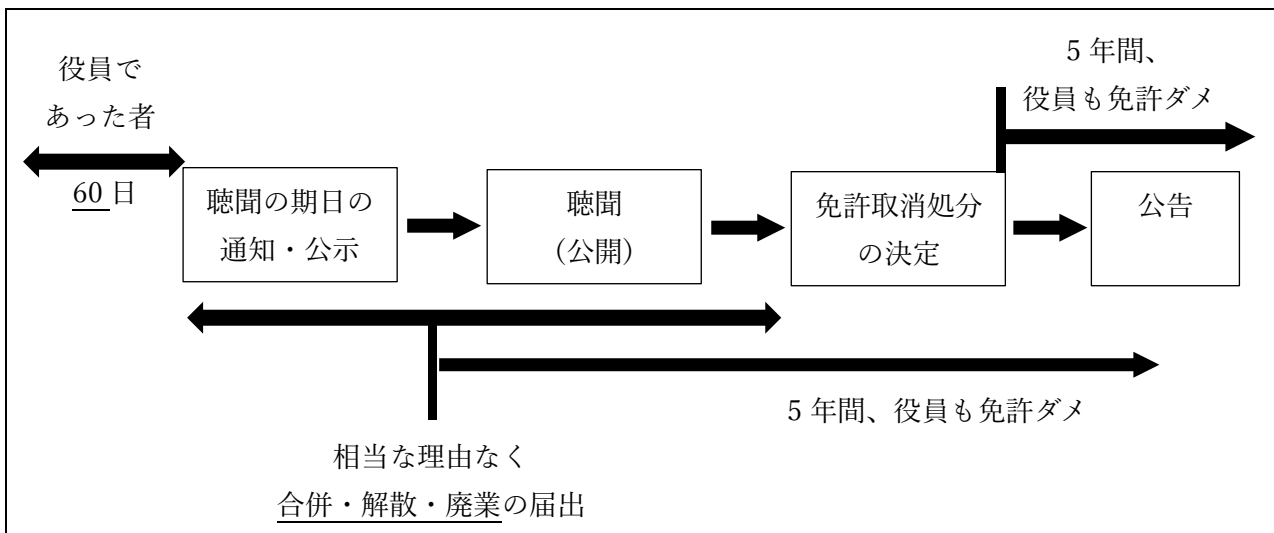


□宅建業者が3大悪事で免許の取消処分を受ける際、

聴聞の公示の日前60日以内に、免許取消処分の対象となった業者の役員であった者も、

「免許取消処分の日」 または

「聴聞の公示から免許取消処分が決定する前に相当な理由なく合併・解散・廃業の届出をした日」から5年間は免許を受けることができない。



※役員には取締役、相談役が含まれる。監査役、専任の宅建士、政令で定める使用人は含まれない

問6 欠格事由⑥

- 営業に関して成年者と同一の行為能力を(19)未成年者の(20)が欠格事由に該当するとき、その未成年者は免許を受けることができない。
- 法人の(21)・(22)が欠格事由に該当するとき、その法人も欠格事由に該当する。

【考え方】

- 「営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは・・・
- ⇒言い換えると、「法定代理人から(23)を受けていない未成年者」のこと
 - ⇒もっと言い換えると、「一般の未成年者」のこと。
 - ⇒一般の未成年者も法定代理人が欠格事由に該当しなければ、免許を受けることができる。
 - ⇒逆に、法定代理人が欠格事由に当たれば、その未成年者も免許を受けることができない。
- 「営業に関して成年者と同一の行為能力を有する未成年者」とは・・・
- ⇒その営業に関しては(24)扱いするということ
 - ⇒法定代理人が欠格事由であろうとなかろうと、(25)に免許を受けることができる。

【考え方】

- 法人の役員や使用人が欠格事由に当たること(悪いこと)をやっている
- ⇒法人としても悪いことをやっているとみなされる
 - ⇒その法人も欠格事由に当たる。
- ある法人の役員や使用人が欠格事由に当たること(悪いこと)をやっていた。
- ⇒そんな悪い奴を、ウチの法人に招き入れてしまったら、ウチも欠格事由になってしまう。
 - ⇒だから、そんなやつを招き入れるわけにはいかない。

答6 欠格事由⑥

- 営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人が欠格事由に該当するとき、その未成年者は免許をうけることができない。
- 法人の役員・政令で定める使用人が欠格事由に該当するとき、その法人も欠格事由に該当する。

【考え方】

「営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは・・・
⇒言い換えると、「法定代理人から営業許可を受けていない未成年者」のこと
⇒もっと言い換えると、「一般の未成年者」のこと。
⇒一般の未成年者も法定代理人が欠格事由に該当しなければ、免許を受けることができる。
⇒逆に、法定代理人が欠格事由に当たれば、その未成年者も免許を受けることができない。

「営業に関して成年者と同一の行為能力を有する未成年者」とは・・・
⇒その営業に関しては成年者扱いするということ
⇒法定代理人が欠格事由であろうとなかろうと、独自に免許を受けることができる。

【考え方】

法人の役員や使用人が欠格事由に当たること(悪いこと)をやっている
⇒法人としても悪いことをやっているとみなされる
⇒その法人も欠格事由に当たる。

ある法人の役員や使用人が欠格事由に当たること(悪いこと)をやっていた。
⇒そんな悪い奴を、ウチの法人に招き入れてしまったら、ウチも欠格事由になってしまう。
⇒だから、そんなやつを招き入れるわけにはいかない。

